

## 横浜市立みなと赤十字病院受託クリニカルクラークシップ受入規程

第1条 医師および歯科医師の養成を目的とする大学(以下「実習校」という。)の長からの委託により、横浜市立みなと赤十字病院(以下「病院」という。)が、当該実習校の学生(以下「実習生」という。)のクリニカルクラークシップ(以下「実習」という。))を受け入れる場合の手続等は、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程において「実習校」とは、次に掲げるものをいう。

医師および歯科医師の養成を目的とする大学

第3条 実習校の長は、実習生の実習を病院に委託しようとするときは、必要事項を記載した書面、協定書を添えて院長に申請するものとする。

2 院長は、前項の規定による申請があつたときは、病院の業務に支障のない限り、実習生の実習を許可することができる。

第4条 実習校の長は、実習に要する経費(以下「実習費」という。)として、実習生1人1日につき、1,000円(税込)を納入しなければならない。ただし、実習校自らが定めた実習費がその額を上回る場合は、その定めた額とする。

2 既納の実習費は、返還しない。

第5条 実習生は、病院の指示に基づき実習を行うものとする。

第6条 実習生は、当院の諸規則を守らなければならない。

第7条 実習校の長は実習生に対し、医療安全・感染防止対策について事前学習を行い研修・実習に臨むように努める。

第8条 その他詳細は協定書に定めるものとする。

附則 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。  
2 この改訂版規定は、平成28年9月15日から施行する。